

## 平成26年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 （2月20日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の上程及び説明	9
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	9
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	12
議案第4号の質疑、討論、採決	20
管理者挨拶	30
閉 会	30

埼玉中部環境保全組合告示第1号

平成26年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月13日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成26年2月20日（木）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 3 議案第3号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）
- 4 議案第4号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	潮	田	幸	子	議 員	2 番	金	澤	孝 太 郎	議 員
3 番	田	中	克	美	議 員	5 番	中	野	昭	議 員
6 番	岡	田	恒	雄	議 員	7 番	渡	邊	良 太	議 員
8 番	大	澤	芳	秋	議 員	9 番	高	橋	節 子	議 員
1 0 番	加	藤	勝	明	議 員	1 1 番	神	田	隆	議 員
1 2 番	荻	野		勇	議 員	1 3 番	杉	田	し の ぶ	議 員
1 4 番	内	野	正	美	議 員					

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成26年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

平成26年2月20日（木曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 第8 議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第4号の質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（13名）

1番	潮田幸子	議員	2番	金澤孝太郎	議員
3番	田中克美	議員	5番	中野昭	議員
6番	岡田恒雄	議員	7番	渡邊良太	議員
8番	大澤芳秋	議員	9番	高橋節子	議員
10番	加藤勝明	議員	11番	神田隆	議員
12番	荻野勇	議員	13番	杉田しのぶ	議員
14番	内野正美	議員			

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	福田実君
事務局長	新井久夫君
総務課長	成井治久君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記	矢嶋久雄
----	------

---

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○加藤勝明議長 ただいまから平成26年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。  
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いたします。

---

◎開議の宣告

○加藤勝明議長 これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○加藤勝明議長 日程第1、議事日程の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○加藤勝明議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、3番、田中克美議員、5番、中野昭議員、6番、岡田恒雄議員を指名いたします。

---

◎議会運営委員長の報告

○加藤勝明議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月13日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

高橋議会運営委員長。

○高橋節子議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきまして、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

当初、昨日ときょうと雪というふうな情報でございましたので、正副委員長で協議をいたしまして、30分繰り下げということにさせていただきました。ご了承いただきたいと思います。

去る2月13日午前9時30分から、当センターにおきまして、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次報告を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告、管理者諸報告でございます。なお、議会行政視察報告につきましては、神田副議長より行います。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第8、議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について。

日程第9、議案第3号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第10、議案第4号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

以上でございます。

次に、日程第9、議案第3号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の後、休憩をとりまして、日程第10、議案第4号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算については、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、去る2月3日、新井管理者から加藤議長に、平成26年度議会行政視察について、2泊3日の必要性について議会運営委員会での協議依頼がありました。議会運営委員会では、平成27年に統一地方選挙があることから、新たに選出された議員で協議していただくのがよいとの結論となり、平成26年度の議会行政視察は2泊3日で実施することと決定させていただきました。

また、昼食につきましては、これまでどおり用意しないと決定させていただきました。

以上が2月13日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤勝明議長 ありがとうございます。

---

#### ◎会期の決定

○加藤勝明議長 日程第4、会期の決定につきましては、高橋議会運営委員長の報告のとおり、2月20日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### ◎諸報告

○加藤勝明議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年11月7日、8日に議会行政視察を実施しておりますので、副議長からその報告を申し上げます。

神田副議長。

○神田 隆副議長 皆様、改めましておはようございます。議長の命によりまして、平成25年度議会行政視察研修の概要についてご報告させていただきます。

議会行政視察研修報告書の2ページをお願いいたします。平成25年度議会行政視察は、11月7日、

8日の日程で実施しております。

視察先は、7日に株式会社サニックスエナジー「サニックス循環型発電システム」、8日に北しりべし廃棄物処理広域連合「北しりべし広域クリーンセンター」であります。

視察目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることを目的とすることです。

参加者は、加藤議長、潮田議員、金澤議員、田中議員、中野議員、渡邊議員、大澤議員、高橋議員、荻野議員、内野議員、そして私、神田の11名であり、執行部より新井管理者、原口副管理者、石津副管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行しております。

初めに、7日に視察いたしました北海道苫小牧市「サニックス循環型発電システム」の概要について申し上げます。株式会社サニックスエナジーでは、西村取締役発電所長、発電部岩見部長、発電部限部課長代理から説明を受けました。

サニックス循環型発電システムは、平成15年に竣工した工場で、プラスチックを燃料とする世界的にも例のない画期的な発電所です。

発電に使用するプラスチック燃料は、国内に15工場配置しているプラスチック資源開発工場で、圧縮梱包された軟質系プラスチックを苫小牧発電所に移送し、移送されたプラスチック燃料は、1日約600トン燃焼し、発電出力約7万4,000キロワットの蒸気タービンで1日約4万7,000キロワットを発電しており、年間約2億1,600キロワットアワーの売電をしているとのことです。

次に、8日に視察いたしました北しりべし廃棄物処理広域連合「北しりべし広域クリーンセンター」の概要について申し上げます。北しりべし広域クリーンセンターでは、明井事務局長、井上主幹から説明を受けました。

北しりべし廃棄物処理広域連合は、北海道の広域化計画に基づいて、平成14年に広域化し、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の1市4町1村で構成され、広域連合の人口は15万9,000人です。

北しりべし広域クリーンセンターは、平成19年3月に竣工し、ごみ処理方式はストーカ炉、1日当たりの処理能力は2炉で197トン、灰溶融炉及びリサイクルプラザを設置し、事業費は69億4,000万円です。

ストーカ方式を選定した理由は、全国都市清掃会議に「ごみ処理施設整備事業の技術指導業務」を委託し、同時に技術等検討委員会を設置し、処理方式選定の検討を行った結果、ストーカ式+電気式灰溶融炉を処理方式として決定したとのことです。

以上、視察の概要を申し上げましたが、活発的な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えましてご報告いたします。

なお、主な質疑について4ページから記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上で議会行政視察の報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○加藤勝明議長 ありがとうございます。副議長の議会行政視察報告が終わりました。

続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成26年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、昨年10月定例会以降の事務の執行状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成25年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ3万659.49トン、粗大ごみ1,085.36トン、合計3万1,744.85トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ159.19トンの減、粗大ごみ5.47トンの増、合計153.72トン、0.48%の減でありました。

なお、ほかに小川地区衛生組合からの受託ごみ285.3トン、彩北広域清掃組合からの受託ごみ918.35トンの可燃ごみを処理しております。

次に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、同年6月から焼却灰及びばいじんの放射性物質の測定を実施してまいりましたが、同年7月の結果が一番高く、セシウム134及び137の合計は、焼却灰1キログラム当たり940ベクレル、ばいじん1キログラム当たり5,600ベクレルでありました。

本年1月9日採取の数値は、焼却灰1キログラム当たり75.7ベクレル、ばいじん1キログラム当たり388ベクレルであり、10分の1以下となっております。一般的な埋め立て基準の値となっている8,000ベクレルを大きく下回っており、灰の処分につきましては、合計3,669.9トンセメント原料として処理委託しております。

次に、施設の運転管理につきましては、焼却炉等定期点検整備委託、計装設備点検委託等の点検整備及び受変電設備修繕等が終了し、良好な運転管理を継続しており、順調に進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、BODの数値は、廃止基準の60ppmを下回る良好な結果であります。原水のpH（水素イオン濃度）が依然高い状況でありますので、今後も廃止に向け努めてまいります。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○加藤勝明議長 管理者の諸報告が終わりました。

---

### ◎管理者提出議案の上程及び説明

○加藤勝明議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、12月1日に一般会計補正予算（第2号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第2号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

次に、議案第3号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,687万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,295万4,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料500万円の増額、財産収入24万6,000円の増額、繰越金2,713万1,000円の増額、諸収入の受託事業収入2,200万1,000円の増額、雑入250万円の増額であります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、財政調整基金費1万円の増額、施設整備基金費8,239万7,000円の増額、衛生費、清掃費、塵芥処理費2,552万9,000円の減額であります。

次に、議案第4号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について申し上げます。

予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,806万5,000円とし、前年度に対し4,198万9,000円、6.03%の増といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金4億9,000万円、地方交付税分負担金1,600万円、使用料及び手数料1億4,000万円、繰入金1,000万円、諸収入7,603万5,000円等であります。

歳出の主なものは、議会費668万1,000円、40万8,000円の増額、総務費3,966万3,000円、776万4,000円の減額、衛生費6億8,672万1,000円、4,934万5,000円の増額であります。

以上、議案第1号から議案第4号につきまして、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○加藤勝明議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

---

### ◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○加藤勝明議長 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、議案第1号についてご説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、昨年12月1日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

補正の内容ですが、最後のページ、5ページをごらんいただきたいと思います。一番後ろです。議会費におきまして、11節需用費を9,000円減額し、3節職員手当等を9,000円増額したものであります。

昨年5月に構成市町議会において組合選出議員の改選が行われました。その結果、2名の議員さんが交代いたしましたことに伴いまして、規定による計算で、交代前の議員さんが100分の80、交代後の議員さんが100分の30ということで、合わせますと100分の110の率の支給になります。よって、この10%分のオーバーにより、12月の支給の期末手当に9,000円の不足が生じたので、12月1日に専決処分をさせていただいたものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○加藤勝明議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○加藤勝明議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○加藤勝明議長 日程第8、議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合規約変更についてご説明申し上げます。

彩北広域清掃組合に北本市が加入し、平成26年4月1日付で組合名称を「鴻巣行田北本環境資源組合」へ変更するものであります。このため、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めたいとするものであります。

こちらの議案の最後のページというか、1枚めくっていただいたところになります。新旧対照表がございます。ごらんいただきたいと思いますが、この表の中の上の表ですけれども、別表第1、第3条関係及び別表第2、第4条関係、第4条第1号に掲げる事務の項中、「彩北広域清掃組合」を「鴻巣行田北本環境資源組合」に改めるものであります。

なお、埼玉縣市町村総合事務組合から平成26年1月22日付で依頼がございまして、平成26年3月20日までに議決書及び協議書の提出が求められている案件でございます。

以上でございます。

○加藤勝明議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○加藤勝明議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○加藤勝明議長 日程第9、議案第3号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第3号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

表紙を1枚めくっていただきまして、表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,687万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,295万4,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1節清掃施設手数料500万円につきましては、当初予算では事業系ごみの減少を見込みましたが、1月末までの実績が前年度とほぼ変わらないため、増額するものであります。

3款財産収入、1節預金利子及び配当金24万6,000円につきましては、積立金利子の確定に伴い、財政調整基金積立金預金利子1万円、施設整備基金積立金預金利子23万6,000円を増額するものであります。

5款繰越金、1節繰越金2,713万1,000円につきましては、前年度繰越金であります。

6款諸収入、2項受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入2,200万1,000円につきましては、小川地区衛生組合から513万5,000円、彩北広域清掃組合から1,686万6,000円のごみ処理受託がござい

ました。内訳は、小川地区衛生組合から家庭ごみ285.3トン、処理費、トン当たり1万8,000円でございます。また、彩北広域清掃組合から家庭系ごみ749.95トン、処理費、トン当たり1万8,000円、事業系ごみ168.4トン、処理費、トン当たり2万円であります。

次に、6款諸収入、3項雑入250万円につきましては、当初予算の見込みより鉄などの契約単価が上げることができましたので、1月末までの実績により、有価物売却収入を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。2款総務費、2目財政調整基金費、25節積立金1万円につきましては、利子の確定による増額分を積み立てるものであります。

3目施設整備基金費、25節積立金8,239万7,000円につきましては、歳入の増額分と歳出の減額分、合わせて8,216万1,000円及び利子の確定に伴う増額分23万6,000円を積み立てるものであります。補正後の基金は約13億1,319万円を見込んでおります。施設整備基金に積み立てる理由といたしましては、今後予想される当センターの解体費用のほか、上尾道路の関係で大間処分場の今後の対応が未確定であり、国土交通省との今後の動向にもよりますけれども、廃止対策として仮に多くの費用を要するようになりますと、そういった場合の費用が必要となりますので、これらの原資とするために施設整備基金に積み立てるものであります。

3款衛生費、2目塵芥処理費、11節需用費、光熱水費250万円につきましては、当施設の電気料を増額するものであります。当初予算では、年間電力使用料の430万キロワットに対しまして、燃料調整費を1キロワット当たり0.5円で見込みましたが、1月現在の燃料調整費が約58%増加しておりますので、増加分の補正をするものであります。

13節委託料は、入札執行に伴い2,802万9,000円を減額するものであります。運転管理業務委託料608万円、焼却炉等定期点検整備委託料1,655万円、環境調査業務委託料160万円、計装設備点検整備委託料77万7,000円、排ガス処理及び計装コンプレッサー点検整備委託料32万5,000円、ごみ焼却処理施設精密機能検査委託料207万6,000円、排ガス分析装置点検整備委託料62万1,000円を減額するものであります。

以上でございます。

○加藤勝明議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 2点。第1点目は、受託事業収入の関係で、小川地区と彩北広域清掃組合からごみを受けておりますが、本中部環境保全組合の2市1町のごみ質と他の2組合のごみ質についてどういうふうに捉えているかお伺いします。

それから、施設整備基金費の問題であります。今理由を挙げて、取り壊しだとか上尾道路のことを聞きましたが、どの程度を考えているのか。取り壊しについても、上尾道路のことなんか全然

まだわかっていないのに、あの辺の処分場の近くを通るとのことだけはわかっているわけですが、そのためにどういうふうになってお金がかかっていくのか、その辺についてももっと詳しく説明をする必要があるのではないですか。全体的に施設整備基金が幾らあるのか。まだまだこれからどんどん積み立てていってしまうのか。積み立てていってもしょうがないのではないか。ぎりぎりの線でいったほうが良いと思う。わざわざ8,200万も積み立てなくても基金は十分足りるのだというふうに思っているわけなので、あえて質疑をいたします。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 受託事業の関係で、構成市町2市1町のごみ質と、それから受託している市町村のごみ質でどう違うかというような質問です。家庭系ごみということですので、基本的には入ってきているごみ質にそれほどの変化はございません。彩北広域から事業系ごみも多少入ってきておりますけれども、割合としては少ないですし、鴻巣、北本、吉見の事業系のごみと、ごみ質についてもそれほど変わるものはございません。

それから、大間処分場の今後の費用についてなのですが、平成18年にフロートバイオシステムを今後導入するかどうかという検討をしたときに、どういう方法で対応するのが一番いいのかということを検討しました。そのときの試算ですけれども、埼玉県資源循環工場内にあります、オリックスに仮に運んで溶かしてもらった場合、熔融してもらった場合、運搬費込みでどのくらいかかるかということを試算したときに、約14億円という数値が出ています。また、これを掘り起こして別の処分場、民間処分場、当時試算したのはウイズ、草津ですけれども、そちらに掘り起こして運搬した場合どの程度かかるかというようなことを試算しましたら、約6億円というような試算が出たことがございます。

そういう試算をしたのですが、一番お金がかからず、また地権者に対して一番誠意がある対応というのは、少しでも早く廃止して地権者にお返しするような方法をとるのが一番いいことだろうということで、水の浄化ということでフロートバイオシステムを導入させていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 ごみ質の違いについては、どこでも同じだろうという答弁であります。これは調査したわけではないです。ここのごみは、2市1町は抜き打ちで調査しています。そうすると、その中に廃プラがどのくらい入っているとか、そういう部分で炉に与える影響が大分違うのではないかと。完全に分別が進んでいるのかどうなのか。よそはもっといいかげんではないかなという、私は思っている、だからそういうことをあえてまた再質疑します。

それから、上尾道路の件につきましては、こちらからも大宮国土等に話しに行ったらどうなのか。57メートルが23メートルで測量が終わっているやに聞いておりますが、ではそれを灰処分場のどこ

の位置に、どういうふうに、何平米かかってくるのか。残りの土地については、これからどうなっていくのか。灰が埋まっているのは、大宮国土は知っているのか知らないかわかりませんが、その点も一度打ち合わせというか、相談をしてみたらどうなのかなというふうに思っています。

ただ、この辺通る道だ、通る道だ、中心線が決まりましたよというだけでは、こっちの土地でなくて地主さんがいるわけですけれども、そのごみの埋めた後を何とかしなくてはならないということでバイオフロートを始めたわけなのですが、当時は画期的な施設だということでやったところがなかなか、法律が変わったり何かしてそうもいなくなってしまう。それだったら、全部泥を入れかえてしまったほうが安く上がるのではないかなというふうに思うときもあります。その辺について。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 まず、ごみ質の問題です。岡田議員さんのご指摘のとおり、実際に運んできたものを調査しておりませんので、今後は、抜き打ち調査的なことではないですけれども、運んできたごみについても、ごみ質の調査、何らかの形でしたいというふうに思います。

それから、大宮国土に行ったかどうかということなのですけれども、実は昨年12月17日の日に、大宮国土の専門官が2名、あとコンサルタントを2名連れて、合計4名で中部環境のほうに大間処分場の現状について聞きに来ました。廃止に向けての見通しですとか、実際どのような灰が埋まっているのだとかということを知ってききましたので、第1期分はほとんど道路にかかってしまいます。第2期分については、当初57メートルの道路予定ですと半分ぐらいかかるのですけれども、それが57メートルではなく、23メートル部分だけやるとかいうお話も聞いております。そういった関係で、2期分にどの程度かかるかというのは、大宮国土のほうでもはっきりしたことはまだ言えないということでございしましたが、いずれにしても1期分は法律がまだ厳しくなかったのも、地権者にお返ししています。その1期分の上を道路が通るのは確実です。

ですから、その1期分に対する手当てというのは、当然国土としてもしなければいけない。2期分についても同じような対応をしてくると思いますので、1期の個人の地権者に対して、何億もかかる掘り起こすような費用を求めるといのは、事務局ではあり得ないのではないかなというふうに思っていますので、その対応が方向性が出てくれば、第2期分についても、なるべく費用をかけないで、中部環境の負担にならないで道路が通ることが、方向性が出ればいいなというふうに事務局では現在考えているところです。

ですから、今後、ことし、今年度、26年度ですか、実施設計に入るというようなお話も聞いております。ですから、1年後ぐらいには、大間処分場に対して、ある程度具体的な話し合いができるようになるのではないかと考えておりますので、申しわけありませんけれども、もうしばらく見守っていただければありがたいと思います。

以上です。

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 大間処分場については、23メートルの道路幅にどの程度のごみが入っているか、そのごみをどうするのか、それも大宮国土とこれから話をするのですか。57メートルと23メートルの差の道路幅については、第2期というような言い方をしていますが、2期でやるのですか。私は長く上尾道路とかかわっているけれども、第2期という言葉は聞いたことがない。57メートル、57メートルと50年……平成元年に57メートルになったのですが、初めからの計画でいくと40年以上たっている。平成元年に57メートルに都市計画の変更があって、その後の全然動きがなくて、今回やっと事業化されたというから大喜びしたところが、23メートルだと。何のために四十何年も費やしてきたかわけがわからない。

それで、私どもも持てる能力を使って、国交省、国交大臣にいろいろ今まで要望活動をしてまいりました。それで、23メートルになってしまったので、それでは困ります、57メートルに何とか、一遍にやらなくてもいいから用地だけは確保していただきたいというような要望書を出そうと思ったら、そういうことを出さないでもらいたい。そういうのを出されると工事やりませんよ。誰がそういうことを言っているのかわからないけれども、それでは話が違うので、要望なのだから、何を要望しようこっちのお世話なのだけれども、いろいろ事務局の関係等がありますので、一応黙ってしようと。

だから、大間の処分場についても、こっちの意見、それから向こうにも考え方があってしょう。はっきりしていかないと。しかも地主さんが何人かいるわけですから、その辺の関係がどうなってくるのか。中部に負担がかかってくるのかね。それとも、フロートバイオも、ここが道路になってしまうのだから、この部分について要りませんよということになるのかね。できれば大宮国土事務所に行って、23メートルでも結構だから、そこに埋まっている灰をどこかへ持って行ってしまってくれというような要望ぐらいしなくてはだめなのだ。

以上。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 岡田議員さんのご指摘はごもっともだと思います。中部環境としても、なるべく中部環境の費用を使わずに、道路に対しても、大間処分場に対しても解決すればいいなというふうに思っておりますので、今後要望してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○加藤勝明議長 ほかに質疑はありませんか。

内野議員。

○14番 内野正美議員 同僚議員と同じ質問しますけれども、小川地区、彩北の清掃組合からの受け入れという形の処理の推移がありますけれども、この中部環境は、30年以上施設を運営している中で、よそに委託してあるのは、私の記憶では1回だけだと思うのです、ダイオキシンの関係です

中で。ほかのいろんな施設、小川だろが松山だろが、彩北だろが熊谷だろが、上尾だろが、いっぱいあると思うのだけれども、そういった中で中部環境保全組合は受け入れを重視しているという形になっています。どのような受け入れの基準で受け入れているのかお伺いいたします。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 内野議員さんから、ごみ処理を受けるときの受け入れの基準ということでございます。これは、埼清研の協定に基づきまして、大規模改修ですとか困ったときには、お互いに協力しましょうというような協定が結ばれておりまして、それに基づきまして、依頼があった場合に管理者と相談させていただき、管理者の判断により受託をしているというのが現状でございます。

今までも、議員さんのおっしゃるとおり、10年、11年にダイオキシン対策工事をやったときに、近隣5カ所の清掃工場にお願いした経緯があります。中部環境としては、そのとき1回だけございました。

中部環境としては、いろんなところのを受け入れていると申しますけれども、実際に近隣からお話がありまして、現在も小川地区ですとか彩北さんののも受けました。そして、これから説明になるのですけれども、26年度は大里広域熊谷清掃工場のごみ処理の受託のお話もこれからさせていただく予定です。受け入れるそのもとになっているのは、今申し上げました埼清研の協定でございますけれども、うちのほうも熊谷市などにもダイオキシンのときをお願いしている経緯がございますので、お互いさまということで今回も受託を受け入れをさせていただいているところでございます。

以上です。

○加藤勝明議長 内野議員。

○14番 内野正美議員 私が聞きたいのはそういうことではないのです。中部環境保全組合は、ダイオキシン問題で袋に相当苦勞して、ダイオキシンのないこの中部環境、2市1町、鴻巣、北本、吉見のビニール袋に対しては、すごい完璧なダイオキシンの出ない袋を使っているわけです。受け入れるところは違うわけです。このうちの組合は完璧なものをしているのに、受け入れるところの組合はダイオキシンの出る袋や何か使っているわけです。何でそんなところのを受け入れるのに対しての基準を厳しくしないのか。うちの中部環境保全組合2市1町は、こういうようなものを使っていると。うちで受け入れられたいのだったら、同じもので受け入れなくては、うちは受け入れませんよということをどうして言わないのですか。うちの組合は完璧なのでしょう。そのように私らは議会で聞いています、ダイオキシンに対しても、袋に対しても。それなのに、よその組合から受け入れるのはダイオキシンがある袋で受け入れているという形では、この地域の地元の人も怒ります。この組合は完璧にやっているから地域も喜んでくれるわけでしょう、公害が出ないという形の方で管理者がやっているから。だけれども、何百トンと受け入れるごみに対しては、ダイオキシンに対しての基準をオーバーしている袋で持ってきているわけです。私はそれを聞きたいのです。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 指定袋の件でございますが、確かに中部環境で現在使用している袋は、今までの袋に対しましても、ダイオキシン類の発生が少ないものに変更して現在使用させていただいております。ほかのところ、受託しているところの袋というのは、指定しているところもあると思えますし、もちろん内野議員さんがおっしゃったように指定のない、自由に出されているところも市町等によってはあるのかなというふうに思います。今地域に対して、ダイオキシンがそういう袋で入ってくると問題になるのではないかということなのですけれども、煙突から出るダイオキシンにつきましては、バグフィルターというこのセンターの設備で浄化してしまっておりますので、資料にもありますけれども、数値的には、ごみ処理受託をしてもそれほど変化がない数値、低い数値で出ている現状はございます。心配されることはよくわかります。施設も古くなってきておまして、ほかのところのごみばかり受けて、このセンターの傷みとか、そういったことも議員さんは心配されているのではないかと思いますけれども、ダイオキシンについては現状差のない低い数値が出ておりますので、地元の人にも、その辺は計測値からご理解いただけるのではないかというふうに思います。

以上です。

○加藤勝明議長 内野議員。

○14番 内野正美議員 ダイオキシンには心配要らない。では、なぜ中部環境は、技術をして新しいダイオキシンの出ない袋にしたのか。いわゆるダイオキシンが出ない、ほかのごみ受け入れは影響がないというのであれば、この中部環境で苦労して、苦労して、あなた方相当苦労して、こういうような袋をつくってください、ああいうような袋をつくってくださいという形で苦労してつくった袋です。それに準じたものと同じような、よその組合も入れるというのだったらわかります。では、あえて中部環境は何でそれだけのいい袋にしたのか。

大して基準は変わらないというはおかしいでしょう、私に言わせてみれば。苦労したのでしょうか、あなた方は。この袋に対して何年もかけて努力した結果、いい袋ができたわけです。この袋というのは自慢できるわけです、全国に対しても。使っていない施設がいっぱいあるわけですから。この袋をつかっているということは、この中部環境保全組合は自慢できるのです。私らはそういうふうに議会で聞いています。そういうようなものを、そんなに受け入れても変わらないというのだったら、では苦労してこれだけの袋を、あなた方が努力した結果があらわせないではないですか、私に言わせれば。

中部環境というのは皆さん、こういうふうな施設であって、これだけのダイオキシンが出ない袋を使ってこうなのですよ。あなた方は一回でも、では受け入れる相手先にそういうふうな説明をしたのですか。恐らくしていないと思うのです、実際に。中部環境はこれだけのものをしているのですよと相手方に説明して言えば、相手方だって、では考えて、中部環境の受け入れるごみだけは

その袋を使いますとか、そういうような話をすると思うのです。ただ受け入れるだけで、こうです、ああですというのであれば、せつかくこの中部環境で使った、苦勞してきた袋に対して、あなた方は、私に言わせれば批判していることになります。

あえてこの中部環境保全組合は努力した結果、この袋に対してのパーセント、数値、前の袋だったらこう、今の袋だったらこうと、いろんな努力して数字が出て、この数字になったわけですから、そういった中で受け入れるのに対して、私は余り言いたくはないけれども、事務局もそういうような努力をして相手方に説明して、こうなのだと理解を得るのか。これから先何年もここが続くわけですがけれども、そういった中で、受け入れに対してこれからそういった努力をしていって、相手方の理解が得られるのかどうか。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 指定袋の問題で、中部環境はなぜそういう袋の努力をしてきたかということでございますけれども、指定袋を導入した経緯は、指定袋については、導入してからその見直しを何回かしておりまして、環境のことを考えて、少しでも、いい、環境に優しい袋にしようということで、管内協議会と検討して現在の袋に至っているという状況がございます。ですから、指定袋についても中部環境内は自信を持っているところでございます。

相手先にその指定袋の話はしたかということでございますが、各自治体それぞれごみについては歴史もありますし、収集方法等についてもルールがありますので、ごみ搬入に至って、急にうちのほうの袋を使ってくれとかという話はしたことはございません。

ただ、内野議員さんがおっしゃるように、そういった袋に入れて出してもらえれば、うちのほうもいいのは確かでございます。急に、その受託のときだけ、うちのほうの袋を使って各家庭から出してもらおうということは非常に難しいかと思いますが、一応受託の話があったところには、指定袋のお話はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤勝明議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りたいと思いますが、討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○加藤勝明議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前11時15分

○加藤勝明議長 それでは、会議を再開いたします。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○加藤勝明議長 日程第10、議案第4号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明があり、休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 それでは、焼却灰について、12ページになりますが、焼却灰の中間処理委託料、太平洋セメントにお願いしている部分だと思いますが、これのトン当たりの費用がどういうふうになってきているのか。と同時に、本組合から排出される焼却灰の推移。ごみ量が減れば当然焼却灰も、単純計算でいきますと減るわけなのですが、焼却の方法によっては灰は減らない、むしろふえてしまうというふうなこともあるのではないかと。思っています。

それから、焼却灰を太平洋セメントに委託をした場合と厄介な灰溶融施設を持った場合に、今太平洋セメントで受けてくれるから心配はないけれども、もしそういうことがなくなってくると、灰溶融施設をつくった場合、どの程度の違いが出てくるのかお聞きをいたします。

それから、ちよくちよく耳にするのは、日高市はごみ費用がかかりませんよとよく耳にするのですが、それは恐らく太平洋セメントが、会社がありますので、会社で生ごみは全部処理してもらっているから、そういうことになるのではないかなと思うのですが、そうすると、よそのまちのことではありますが、費用がどの程度かかるのかな。形態が全然違うわけですから。わかれば結構ですから、答弁していただきたいと思います。

○加藤勝明議長 成井総務課長。

○成井治久総務課長 まず、太平洋セメントに行っている処理費の関係ですが、焼却灰につきましてはトン当たり2万2,500円です。これは消費税は含んでおりません。それと、ばいじんにつきまし

ては、トン当たり 6 万円でございます。これに運搬を委託しますと、運搬費用が、焼却灰が3,050円、ばいじんが5,450円ということで、焼却灰を合わせますと 2 万5,550円、ばいじんが 6 万5,450円でございます。これは消費税は含まれていません。

〔「灰の量の推移」と言う人あり〕

○成井治久総務課長 灰の量の推移ということでございますが、今岡田議員さんが質問されたように、燃やす状況によって灰の量は変わります。皆さんのお手元に運転状況報告書がございますが、こちらの 3 ページになります。下から 3 段目ですか、3 つ目の細かい表ですが、灰熱灼減量という欄があります。

〔何事か言う人あり〕

○成井治久総務課長 はい。こちらが、ごみを燃やした後の灰を調べておるのですが、これが要は燃え残りの分がどれだけ含まれているかということでございますので、毎月やっております、高いときには 5 % を超えると。低いときでは 2 % 台ということで、やはりいろんなごみがまざっておりますので、そのときの状況によってやはり燃え方も違います。そんな関係で灰の量が若干、燃やした量とイコールというふうにはならないということでございます。

それから、日高市の件でございますが、日高市につきましては、当組合の灰は太平洋セメント、熊谷に行っておりますが、日高市は日高市に太平洋セメントのやはりセメント工場がございまして、そちらに家庭等から出されたごみをそのまま持ち込んで、セメントの原料として処理をされているというのが現状でございます。

以上でございます。

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6 番 岡田恒雄議員 今度耐火れんがの修理やりますね。この耐火れんがも、焼却の方法によっては長もちがするのではないかなというふうに思います。それで、まずきれいに燃やすことを考えると、夏場の水分量が余り好ましいものではないかなと。焼却時間が随分違うというふうに思いますので、よい焼却をするために水分量を減らすということを考えなくてはいけない。水を切るとかなんとか、そういうことを各自治体ではやっておりますが、なかなかそれが完全にできているものはないわけです。これから冬場を過ぎて、だんだん暖かくなってきますと、だんだん、だんだんごみの水分量が多くなってくるのが常になっているのかなと思っておりますので、その水分量を減らすために、中部環境でやるのではなくて、啓蒙、これは管内協議会でまずそういうことを取り上げていただければ一番いいのかなと。

と同時に、ごみの処理、処分にこれだお金がかかっているということを市民の皆さん、町民の皆さんに知らしめなければいけないなと私は常々思っているのですが、そこまで関心を持っている人はいません。ただやっているかと思っている人もいるかもしれません。毎日、毎日分別収集で回収に参りますが、ごみの出し方はひどいものです。ここの施設に持ってくるのは可燃物だけであります

が、集積所へ持ってくるのが容器包装類、それから燃やせないごみというのがあるわけで、それから資源があるわけですが、出し方が非常に無責任。燃やせない日に、私の近所は月曜日なのですが、この間は燃やせないごみの中に空き缶がいっぱい入っている。空き缶だけで1袋だった。燃やせないかもしれないけれども、分別をちゃんと、これは何曜日ですよとわかってやっていれば、そんなことはないはずなのだ。そういう部分も含めて管内協議会で、2市1町でもう一回協議してもらいたい。新しい組合に分かれてしまうからとしても、それは生かせるはずですから、新しい組合に行っても生かせるはずですので、その辺のことについて管内協議会で協議をしていただいて、ごみの費用はこれだけかかっているのですよ、だからこうしてくださいよというようなことでやっていただければというふうに思っているわけでありませう。

あとは、3炉のうちの1炉ですか、耐火レンガの修繕をするのは。そうすると、前もって、前もって点検をやっているから、それで済んでいるかと思いますが、ほかの2炉についてはどういう状況ですか。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 今炉の修繕の関係が出ましたけれども、炉の修繕に当たりましては、定期点検整備をやるときに、どうしても次の年に修理をしなければならぬ、そういった箇所を一緒に見つけていただきまして、翌年にそこを修理するというような、毎年つながった形で修繕をやらせていただいております。ですから、耐火レンガにつきましては、毎年少しはやっているのですけれども、今年度はその部分の面積が多いということで費用面が多くなっているところでございます。耐火レンガにつきましては、実際に熱によって膨らんできてしましまして、もうどのくらいでもたなくなるというのはプロが見るとわかりますので、その状況になったときに、翌年度修理ということで計上させていただいているという現状です。ことしは耐火レンガの修繕部分の面積が多くなっているということで理解いただければと思います。

〔管内協議会どうしていくんだい、管内協議会〕という人あり〕

○加藤勝明議長 続けてください。

○新井久夫事務局長 管内協議会に対する協議ですけれども、おっしゃるとおりだと思います。やらせていただきたいというふうに思います。

〔「終わり」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ほかに。

中野議員。

○5番 中野 昭議員 それでは、1点ちょっと伺っておきますが、先ほどの平成26年度の組合の一般会計予算の説明の中で、あっちこっちで、特に総務費あるいは衛生費の中の委託料なんかで、消費税増税分という、あちこちで説明の中にございました。普通地方公共団体の場合には、歳入面、例えば上水道の消費税、100分の5が100分の8になるというようなこととか、あるいは地方消費税

分がそれによって、平成26年度は10月分から6カ月分しか出ないのですが、そういうこともあるのですが、当組合の場合には、歳入を見ますと、歳入では消費税によってふえるものがないというふうに聞いております。特に使用料及び手数料、この中では消費税をかけていないという状況であるようでありますので、歳出で、今回この消費税が5%から8%になることによって、当組合としての持ち出し相当額、総額がどの程度になるのか1点伺っておきたいと思っております。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 ご指摘のとおり歳入につきましては、手数料について、消費税導入のときから取っておりませんので、今現在も取っておりません。また、歳出につきましては、今回3%の増税分でふえる部分といたしましては、人件費や負担金などを除いて約1,900万から2,000万円増税分、その3%ふえた税金分で支出が多くなっていくということになります。

以上です。

○加藤勝明議長 ほかに質疑ありますか。

高橋議員。

○9番 高橋節子議員 それでは、先ほど岡田議員の太平洋セメントの焼却灰という部分ですけども、見直しをお聞きしたいのです。ちょっと永久に、永久に、本来であれば埋め立てのほうが経費的には安いのだと思いますが、やはり焼却灰をセメントに固化するというのであれば経費的には高くなる。しかし、環境面を考えると焼却灰はセメントへということなのですが、これは永久にできるのか、ずっと受け取ってもらえるのでしょうか。量的にはどうなのか。ほかの組合はどんなふうになっているのか。ほかみんなセメント、セメントというふうに搬入していけば、かなり飽和状態になってくるのかなと思っておりますが、見直しについて伺います。

それから、大間処分場なのですが、12、13ページでかなり、土地の借上料、それからいろいろと、作物の補償料とかいろいろ毎年出ていますけれども、なかなか水質がいい状態にならないというふうなことです。BODはクリアできたけれども、今のところ……

〔「pH」と言う人あり〕

○9番 高橋節子議員 強アルカリ、アルカリがとれないとかというふうなことを伺いました。今模索中だと思うのですが、どんふうな、今後、地主さんに早くお返しできればいいですので、どんなふうな見直しで今後やろうとしているのかお聞きいたします。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 太平洋セメントの見直しということなのですが、正直民間会社ですので、また県と協力してセメントの原料に灰をすることで手がけたというふうに伺っておりますが、民間会社ですので、ずっと絶対大丈夫だということはちょっと難しいかと思いますが、現在埋め立てと太平洋セメントの処分費を比較した場合に、例えば県の処分場に持っていった場合の、県の処分場は、ばいじんといまして、飛灰は受け取りません。結局飛灰についてはどこかへお願い

するということになります。飛灰だけお願いするとなると、かなり単価が高くなってしまって、太平洋セメントも飛灰だけでは受け取りません。ですから、そういうことを考えますと、埋め立てのほうが安いかどうかというのは非常に微妙な線で、ほとんど費用的には同じぐらいではないかというふうに試算します。ですから、見通しにつきましては、太平洋セメントで受けていただくのが環境面でも一番いいし、続く限りはお願いしたいというふうに考えております。

いろんな市町村、いろんな清掃工場で灰の処分を太平洋セメントへというお話があります。いつも県のほうで調整して、ここの市はこれだけ、ここの組合はこれだけというような振り分けをして、全量持っていけない市や組合もございます。中部環境については、現在全量を受け取っていただいているという状況でございます。

大間処分場の強アルカリということで、アルカリについて現在何とか中和しようということですが、今後の見通しということなのですけれども、希硫酸を注入してもなかなか下がらない。また、希硫酸を大量に入れますと、灰の中にある重金属が溶け出すととっても大変なことになるということで、なかなか、注入はしているのですけれども、一気に量はふやせないというようなことがありまして、現在は正直まだこのアルカリについては見通しが立っておりません。県のほうと調整しても、実際県の専門官、調査官や博士号を持った職員などに聞いても、なかなかいい方法が見出せないというのが現状でございます。ですから、現在は今の方法をしばらく続けていくしかないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○加藤勝明議長 高橋議員。

○9番 高橋節子議員 大間の処分場の水質のクリアですけれども、そうすると今までずっとよそでも埋め立て処分というのが大勢を占めてきたという状況の中で、埋め立てているところは随分あると思うのです。それで、地主さんにお返しできたというふうな、クリアできたというふうな他市の例というのは参考になってくるのかなと思いますが、その辺はどんなふうな状況なのでしょう。県内でも全国でも構いませんが、クリアできた例というものをわかれば教えてください。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 大間の第1期については、廃止できたというのは皆さんご存じだと思います。平成10年の6月の法改正で今の厳しい法律になってしまいまして、埼玉県内にも……前に調べたときに、うちのほうと同じような、平成10年6月以降廃止処分ができないのが埼玉県にも、たしか7カ所だと思いましたが、あるというふうに調べた記憶があります。現在もその7カ所全てにおいてまだ廃止はできておりません。また、県の資源循環課にお聞きしましても、現在のこの厳しい基準になってから、全国でも廃止できた処分場はないというふうに伺っております。ちなみに寄居の彩の国資源循環工場の中の埋立地で現在サッカー場になっているところも、まだサッカー場になっていますけれども、廃止処分ができていないという状況で、県の処分場でも廃止ができていないとい

う現状が続いております。

以上です。

○加藤勝明議長 高橋議員。

○9番 高橋節子議員 わかりました。とにかく焼却灰は、燃やせば焼却灰が出ますし、あとれんがも壊れますし、ですからやっぱりごみの減量というのを、今岡田議員が言ったみたいに、啓発というのが一番大事になってくるのかな。ごみをなるべく出さない。各家庭から出さない。なるべく減量するというふうな基準が皆さんの中に徹底していけば、焼却灰も少なくなってきましたし、炉も傷みませんし、燃やす総量を少なくしていくと、そういうふうな啓発がどういう場合でも必要になってくるのだろうというふうに思いますが、これからそれぞれの自治体でも努力をしておりますので、中部環境としても、やはり管内でそういう努力もしていただきたいと思います。答弁は結構です。

以上です。

○加藤勝明議長 ほかに質疑ありませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 何点か質問したいと思います。

8ページの総務管理費の一般管理費ですけれども、8節の報償費のところ、26年度は5人の議員表彰があるということで、5年が4名、15年が1名ということで説明がありました。例規集の規定を見ますと、別表で示されているのですけれども、この議員表彰の内訳、例えば5年が4名、15年が1名ということで、数字だけを、金額だけを単純に見ると25万円なので、5万円掛ける5で25万かなというふうに思うのですけれども、別表を見るとちょっと違うのかなというふうに思えますので、この内訳を伺っておきたいというふうに思います。

それと、12ページです。12ページの13節委託料ですけれども、環境調査業務委託料ということで、法に定められた環境調査をするための委託料が予算計上されていますけれども、前年度より消費税分ふえたということなのですけれども、この調査、幾つかの調査をされていると思うのですけれども、ダイオキシンの関係の調査、中部環境センターだよりも調査の結果は出ているのですが、確認のために伺いたいのですけれども、どこを行っているのかというところを確認のためにお伺いしたいと思います。

その下の同じく13節委託料の大間処分場処理施設維持管理委託料についてなのですけれども、この関係で予算の内訳について伺いたいと思います。

以上3件お願いします。

○加藤勝明議長 成井総務課長。

○成井治久総務課長 それでは、杉田議員さんのご質問ですが、まず表彰の内訳ですが、今は現在1年1万ということで例規で定めております。ただ、過去には、年数掛ける……特別職の場合は給料

を支払ったということの経緯もありました。年数掛けるその給料分。ですから、それを見直して、今1年1万ということで来ております。

それから、環境調査業務委託料のダイオキシンの測定している場所ということですが、これは環境大気ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○成井治久総務課長 中部環境周辺で環境大気中のダイオキシン調査を行っております。これは4カ所ございますが、1カ所は芝沼の集会所、それから東第二排水機場、3カ所目が飯島新田集会所、4カ所目が東光神社、江和井の集会所、この4カ所で実施しております。

〔何事か言う人あり〕

○成井治久総務課長 済みません。3点目の大間処分場の維持管理の内訳でございます。フロートバイオシステムの維持管理になりますが、施設の点検整備費が63万円、それから水質分析費用が12万円、日常管理費が58万5,000円、それと草がかなり伸びますので、周辺を含めた草刈り業務が73万5,520円、水処理をしていますと、どうしても汚泥が発生しますので、汚泥処理費が8万5,640円、それから維持管理消耗品ですね、こちらが約50万円。

以上が内訳でございます。

○加藤勝明議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めに、8ページの議員表彰の関係なのですけれども、1年、年数掛ける1万円ということで答弁いただいたのですけれども、15年勤務というのか勤続された方が1人いるわけですね。あと、残りの4人の方は5年ということで、そうすると数字が違うのではないかなというふうに思うのですけれども、その点がどうなのか伺いたいと思います。

あと、次の12ページの関係なのですけれども、今環境調査業務の環境大気についてご説明いただいたのですが、今言われた4カ所の環境調査業務も、この環境調査業務委託料の中に含まれているわけなのですよね。今言われた4カ所分の調査の費用というのはどれくらいかかっているのか。いろんな環境調査をされていると思うのですけれども、一括して予算計上されていると思うので、今言われた4カ所分の費用はどれくらいなのか、どれくらいを今年度見込んでいるのか伺いたいと思います。

あと、もう一点、大間処分場の関係ですけれども、内訳について伺いましたけれども、管理者の本日された行政報告の中にも述べられていましたけれども、原水のpHが依然として高い状況にあるということでは言われておりました。平成24年から希硫酸での中和の、注入をふやして対応しているということでしたけれども、このふやした部分については消耗品の中に含まれているのかなというふうに思うのですが、その注入口をふやして、その効果というのはどの程度あるのか。依然として高い状況にあるということでは報告はされているのですけれども、実際にふやしてみても、24年からやってみて効果はどうか、変化について伺いたいと思います。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 私のほうから議員表彰について説明させていただきます。

1年1万円で、5年表彰の方は5年ですから5万円ということになります。15年表彰の方は、10年表彰もいただいておりますので、11年から15年までの5年間で、1年1万円で5万円ということで、同じ5万円の報償費ということになります。成井が先ほど申し上げましたのは、今までは10年表彰のときには10万円、15年表彰のときには15万円もらっていた時期もありますけれども、それを見直して、そのようになったということでございます。

以上です。

○加藤勝明議長 成井総務課長。

○成井治久総務課長 環境大気中の費用でございますが、4カ所で141万円でございます。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 大間のpHが高い関係で、希硫酸の注入口をふやして、その件については消耗品というようなことだということですが、希硫酸を注入しているということで、うちのほうの予算書の中では、塵芥処理費の需用費の中の薬剤費、希硫酸を薬剤費として購入しております。ですから、薬剤費の中に入っているというふうにご理解いただきたいと思います。

そして、注入口をふやして、その後の経過ということなのですが、まだふやしてから喜ばしいような数値が出ていないというのが現状でございますが、続けることによって、下がる、理屈から言えば当然下がるはずですので、もう少し続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○加藤勝明議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めに、議員表彰の関係なのですが、見直して、この別表はではちょっと違うのかなというふうに思うのですが、私の読み取り方が間違っているのかちょっとわからないのですが、先ほどちょっと、この点、別表を見て今質問させていただいたのですが、議員表彰については町にも、吉見町について町の表彰規程というものがあるのですが、記念品を贈呈しているところというのは、やっぱり年々なくなっているということだというふうに思います。北本衛生でも、たしか何年前になくなったということを聞いていますので、やはり表彰するという自体は、特に費用のかかることではないので、その活動に対して表彰するということは否定するものではないのですが、やはり商品券を出すというのはどうなのか。商品券とは書いてないですね。記念品を出すということは、やはり今後考えていかなければいけないのかなというふうに思っていて、またちょっと別表との関係からも質問させていただきました。この件については確認をしましたので、答弁は結構です。

あと、12ページなのですが、先ほど答弁をいただいたのですが、4カ所で141万円ということで予算計上しているというお話でした。

この4カ所の地域でダイオキシン調査、年に2回行って、報告もされているという、お知らせもいただいているわけなのですが、数値としては非常に低い数値で、心配の要らないような数値が出ているわけなのですが、地域の方々の、今吉見町でもごみ処理場の建設についていろいろ住民説明会等をやっている、その中でいろんな意見を聞いていますと、ダイオキシンに対する不安の声が非常に多いのです。数値が低いということで、資料を提示をして説明をしているのですが、年に2回でどうなのだという意見もきのうの説明会の中でもありました。

燃やすごみですとか、また風向きなんかによっても、この数値は変わってくるという説明がきのうの説明会でもありましたけれども、費用的に141万円、年に2回ということですが、やはり地元対策として、年2,500万円吉見町のほうに負担金を出してやってもらっているという部分もありますけれども、その費用の中からでも、やはり安心を与えるという意味で大気中のダイオキシン類の測定を頻度を高めてもらう。今法律に基づいてやっているのだとは思いますが、より安心していただくためには、そういうことも示していくことも必要ではないかなというふうに思って今質問しているのですが、今後、これまで30年間中部環境で運営をしてきて、事故もなく、公害も出さずということやってきて、実績はあるのだけれども、それにもかかわらず地域から不安の声が上がっていると。それをクリアするためには、やはり法律に基づいている以上に中部環境としては対応していますよという姿勢も非常に大事ではないかなというふうに思うのですが、その点は管理者に伺いたいというふうに思います。

あと、最後の大間処分場の関係なのですが、続けることによって下がるのではないかとということでご答弁をいただきました。県の中央環境管理事務所と協議をしながら進めているというように、以前に議会答弁で言われていたかというふうに思うのですが、この希硫酸を注入して中和するという方法、これはもちろん県の指導もあってだということに思うのですが、実際に指導が、きちっとしたその時々数値に合った、また対応として適切な指導が受けられているのかどうか。県に対して、中部環境のこの大間の状況を、その報告だけで終わってしまっているようなことはないかという心配があるわけなのですが、予算が仮に生じるとしても、やはり中部環境自体は近い将来なくなっていくと、解散するということが明らかになっていますので、やはり専門家の知恵などもかりて早期廃止に向けて検討していくべきではないかというふうに思うのですが、県とも協力だけではなく、専門家の意見を聞くなどして対応していったらどうかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○加藤勝明議長 新井管理者。

○新井保美管理者 ダイオキシンの関係でございますけれども、これは法定の検査でございますから、この法定の検査をやっていれば十分というふうに考えております。

また、運転状況報告書あるいは中部環境だより、これで周知をしておりますから、皆さんはよくご承知だと思います。数値につきましては、ご案内のとおり、規制値5ナノグラムに対して0.0000幾

つという数値ですから、極めていい数字でありまして、全く心配はないというふうに考えています。また、地域の説明会で大変心配をされている方がおいででしたけれども、この数値を見れば全く心配ないわけなので、そのところをよく理解してもらおうということでもって、これからも努めていきたいと思います。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 大間処分場に対する県の指導、県との調整について、専門家などの意見も聞いて対応していったらどうかというご意見でございます。実は大間処分場につきまして、今うちのほうはアルカリが高いので、それを標準といいますか、中性に戻して、廃止基準をクリアできるので、そうしたら廃止手続を県にお願いするというふうな流れになるのですが、実際アルカリもクリアして水の浄化もクリアして、行田市にあります彩北広域組合が県に廃止の手続に行ったそうでございます。しかしながら、発生ガスの基準が、国がまだ定めていないので、県で定めることを考えていますが、その基準がないので、彩北も廃止できない。要するにない基準のために廃止できないというような状況が実際起きています。ですから、うちのほうの廃止についても、仮にアルカリがクリアできた、水についてもクリアできた、では基準をクリアしたのだから廃止してもらいたいということで県に行った場合は、彩北と同じようなことを言われてしまう可能性はある。

また、県で単独で発生ガスの基準をつくりたいと考えていると言った専門官も、私なんか県に聞きに行った2年ぐらい前にもうそんなことを言っていたわけですが、実際まだ県でもつくっていない。そういう状況ですので、県の発生ガスに対する基準をいつつくるのかということも正直わかりませんし、国のほうでも、つくる方向性というのはまだ出ていないということで、非常に最終処分場の廃止に向けては難しいというのが現状でございますので、ここはご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○加藤勝明議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[起立多数]

○加藤勝明議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎管理者挨拶

○加藤勝明議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、昭和59年に竣工して以来、30年が経過しようとしておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

当組合のごみ処理業務は、住民生活に直結する大切な業務でありますので、住民生活に支障を来さないよう、細心の注意を払って進めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○加藤勝明議長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○加藤勝明議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会といたします。

(午前11時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年2月20日

議 長 加 藤 勝 明

署 名 議 員 田 中 克 美

署 名 議 員 中 野 昭

署 名 議 員 岡 田 恒 雄